

# 秋田公立美術大学学生の表彰に関する規程

平成25年4月1日

規程第102号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第52条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第40条に規定する秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2条 学生の表彰は、学業又は研究において優れた成績を修めた者について行う。

2 学生の表彰は、前項に掲げる者のほか、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行うことができる。

(1) 文化活動又は体育活動において顕著な成果をあげた者

(2) 社会活動において優れた評価を受け、秋田公立美術大学の名誉を著しく高めたと認められる者

(3) その他前2号に掲げる者と同等又は同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(被表彰者の選定手続)

第3条 前条第2項各号のいずれかの基準を満たし、表彰することが適当と認められる者があるときは、学部教授会又は研究科教授会（以下「教授会等」という。）は、学生表彰推薦書（別紙様式）に当該基準を満たすことを明らかにする書類を添えて、学長に対してその推薦をすることができる。なお、被表彰者が団体である場合は、当該団体の代表者が所属する教授会等が推薦を行うものとする。

2 学長は、前項の規定による推薦があったときは、当該学生に対する表彰を行う。

(表彰の方法)

第4条 学生の表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

3 被表彰者の氏名および表彰理由は、学内掲示等により公表する。

(表彰の時期)

第5条 学生の表彰の時期は、第2条第1項に該当する者については、原則として卒業式又は修了式の日、同条第2項各号のいずれかに該当する者については、表彰を行うことを決定した後速やかに行うものとする。

(事務)

第6条 学生の表彰に関する事務は、学生課において行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第16号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 学生表彰推薦書

年 月 日

秋田公立美術大学長

推薦教授会等名

学部長（研究科長・センター長）名 印

公立大学法人秋田公立美術大学学生の表彰に関する規程第3条第1項の規定に基づき、次の者を表彰候補者として推薦します。

表彰候補者	氏名（団体にあつては、 団体名および代表者氏名）		
	所属（団体にあつては、 代表者の所属）	学部（研究科） 年次	学科（専攻）
	連絡先	電話番号	— —
推薦理由（第2条第 号に該当）			

(注) 1 推薦理由欄には、表彰候補者の受賞等の名称、年月日等具体的に記載すること。

2 表彰基準に該当することを明らかにする書類を添付すること。

